

深掘り！ 保険用語

〈17〉



株式会社ウインライフ
小野 力

tsutom_ono@maia.eonet.ne.jp

受託の商品・原材料

倉庫物件用の火災保険でカバー

今回も被保険利益について深掘りしたいと思います。

ケース③受託している商品・原材料

【C工場は機械加工工場。得意先は100社。原材料の大半は得意先から支給材の所を構成する。支給材の所を構成する契約は可能か？】

倉庫物件用の火災保険でカバーする必要がある。C工場は、代位求償権の問題はクリアできません。被保険者である得意先に火災保険を支払った後で、保険会社はC工場に対して代位求償をする可能性があります。

被保険利益について③

ケイレイに解決するようにも見えます。受託物賠償特約を付帯可能な物流保険(運送保険)もありますので、ノンポリシーでC工場所有の原材料と得意先からの支給材を同時にカバーすることも可能です。ただし、受託物賠償はC工場に過失責任がない場合(例えば、隣接工場からの類焼)には保険金は支払われません。ここが難点です。

受託物に保険契約を締結することは難しいことばかりです。ところが、これらの問題を全てクリアする火災保険があるのです。それは倉庫物件用の火災保険です。倉庫物件被保険者に代わって保険金の支払を請求することになります。規定されている建物や保管貨物に対して適用される物件種別が「倉庫」であれば、倉庫物件用の火災保険に加入すれば、受託物の所有者である得意先に渡さなくてはならないという制限もありません。しかも、倉庫業者が寄託者に対して持っている債権と保険金を相殺できることにより、保険請求の権限が与えられています。保険会社も多数の寄託者と交渉する必要がなくなるといっても過言ではありません。

この仕組みを倉庫物件被保険者に代わって保険金の支払を請求することになるのが「受託物賠償特約」です。被保険利益は「倉庫」に限定され、倉庫物件や工場物件でも活用する必要があります。

保険法改正に合わせて契約中の「無効」の規定が大きく変わりました。「他人のために保険契約を締結する場合において、その旨を保険契約申込書に明記しなかったときは契約は無効」という規定から「保険金を不法に取得する目的をもって締結した契約は無効」に変更されています。旧約款の規定は保険契約者に不利であり、制限的に解釈・運用すべきとされ学説の多くが批判的でした。この変更によって「不特定の他人」を被保険者として契約を締結することへのハードルはかなり下がっていると思います。

先日、某保険会社社長と、新しい研修プログラムを立案していたときのこと。ひょんなことから一つのキーワードが出てきました。それは「営業の型」。これをきっかけにして、議論は大いに盛り上がり、トントン拍子で新しいプログラムをスタートさせることになりました。その際に紹介したエピソードをここで紹介いたします。

歌舞伎役者、18代目中村勘三郎さんのお話です。「18代目」と言われてもピンと来ない方も多いことでしょう。長きにわたって勘三郎を名乗り親しまれていたのが、こちらの呼び名のほうがしっくりくるかもしれないですね。2012年57歳という若さで亡くなり、多くの方がその早すぎる別れを惜しみました。生前の氏は

型を磨く

「型」は必要なのだろうか？「営業は独自性がある」

「型」は必要なのだろうか？「営業は独自性がある」

「型」は必要なのだろうか？「営業は独自性がある」

営業素人からTOTへ！
真似して伸びる
暗記営業のススメ

有限会社ミライズ 片岡隆太 -16-

問い合わせ先E-mail:info@mi-rise.com

「型」を磨く

「型」は必要なのだろうか？「営業は独自性がある」

「型」は必要なのだろうか？「営業は独自性がある」

「型」は必要なのだろうか？「営業は独自性がある」

「これから伸びるのは、損保系」

「これから伸びるのは、損保系」

「これから伸びるのは、損保系」

「これから伸びるのは、損保系」

「ケース③の解決私案」

「ケース③の解決私案」

「ケース③の解決私案」

「ケース③の解決私案」

奮闘！ 新米支社長

奮闘！ 新米支社長

西川 新一 <31>

奮闘！ 新米支社長

部下の管理に悩む日々 人事移籍の社員への対応に苦慮

部下の管理に悩む日々 人事移籍の社員への対応に苦慮

部下の管理に悩む日々 人事移籍の社員への対応に苦慮

部下の管理に悩む日々 人事移籍の社員への対応に苦慮